

「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進に関する決議」（仮訳）

PP1 気候変動に関する政府間パネル第 6 次評価報告書、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォームの生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（2019 年）等、環境圧力と影響の増大に関する最新の科学的知見を認識し、

PP2 国際資源パネルの「世界資源アウトルック 2024」、「世界持続可能な開発報告書 2023」、及び「危機にある世界のためのシナジー・ソリューション：気候変動と SDGs に共に取り組む」報告書の結果に留意し、

PP3 生物多様性条約締約国会議が昆明・モンテリオール生物多様性枠組を採択した決定文書 15/4（2022 年 12 月 19 日）、他の条約及び国際機関との協力に関する決定文書 15/13（2022 年 12 月 19 日）の採択を歓迎し、

PP4 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の効果的な実施への重要な貢献として、生物多様性関連条約間の協力に関する第 3 回ベルン会議の成果に感謝の意を表し、

PP5 それぞれのマンデートを尊重しつつ、国際環境条約や適切な場合には他の関連環境文書の間での協力の重要性を認識し、

PP6 国際環境条約及び他の関連環境文書の下で、個々のマンデートを尊重しつつ、それぞれの義務や約束を実施する際に、ステークホルダー及びパートナーとの協力の下、適切な場合には、シナジー・協力又は連携を強化する価値を認識し、

1. 加盟国に対し、以下を奨励する：

(a) 国際環境条約及び他の関連環境文書の下で、個々のマンデートを尊重しつつ、それぞれの義務及び約束を実施する際、適切な場合には、シナジー・協力又は連携を強化し、利用可能な最善の科学・先住民の知識・伝統的知識及び地域コミュニティの知識を考慮しつつ、地球環境上の便益をもたらし、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標の達成に貢献するため、国家環境政策及び活動の効果的な実施に貢献し、

(b) 優良事例を収集・共有し、情報交換を促進する努力を強化することにより、シナジー・協力又は連携の潜在的なコベネフィットに関する知識と理解を深める。

2. 国連環境計画事務局長に対し、利用可能なリソースに応じ、以下を要請する：

(a) シナジー・協力又は連携を強化するため、上記 1. に記載するとおり、要請に応じて加盟国を支援し、

(b) シナジー・協力又は連携を改善するため、上記 1. に記載された通り、関連する既存の地域・世界プラットフォームやフォーラムを通じ、既存のイニシアティブを土台として、加盟国・関連するパートナー・ステークホルダー間で、優良事例・ツール・成功事例や教訓を収集、統合、共有し、

(c) 第 7 回環境総会において、本決議の実施状況を報告する。